

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間ラジオ放送事業者の予備送信設備等の整備に対して、税制上の特例措置を適用する。</p> <p>(1)対象者 民間ラジオ放送事業者</p> <p>(2)対象設備 災害対策のために取得した予備送信設備等(送信機、電源設備、アンテナ等) (自然災害の可能性の高い場所にある送信所について、新たに一体的に整備する場合に限る)</p> <p>(3)特例措置 ・国税(法人税) : 特別償却 15%</p> <p>(4)適用期間 2年間(平成 26 年4月1日から平成 28 年3月31日)</p> <p>(5)新設、拡充、延長の別</p> <p>①延長 適用期間の2か年延長 (平成 28 年3月 31 日までの適用期間を平成 30 年3月 31 日まで延長)</p> <p>②拡充 ・国税(法人税)</p> <p>1 特別償却率:初年度 15% → 30%</p> <p>2 特例措置の対象となるラジオ送信所の要件拡充(「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液状化」を追加)</p>
3	担当部局	情報流通行政局地上放送課
4	評価実施時期	平成 27 年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 26 年度 放送ネットワーク災害対策促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成 28 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで2か年の延長

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、停電発生時の被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たしたが、一方で、津波による浸水により、停波した民放ラジオ親局もあったことから、災害発生時の情報伝達の途絶をなくす必要がある。</p> <p>現在、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、そうした災害発生時においても情報提供を確実なものとするため、自然災害の被害を受けやすい場所（ハザードマップ等）に立地する既設のラジオ局の災害対策を促進させることによって、放送が途絶するリスクを限りなく0に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>① 国土強靱化アクションプラン 2014  （平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）  第3章 各プログラムの推進計画  1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>市町村におけるJアラートの自動起動機の整備や防災行政無線のデジタル化の推進、公共情報 commons の加入促進、<u>ラジオ放送局の難聴・災害対策、避難者に対する避難標識のあり方の検討、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。</u></p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p><u>住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の防災対策や建築物の耐震化を進める。(略)</u></p> <p>第4章 プログラム推進のための主要施策  6. 情報通信</p> <p>(略)災害時に、被災情報、避難情報等の国民の生命・財産の確保に必要な情報の入手手段として大きな役割を果たしているテレビ・ラジオ放送が、当該情報を国民に適切に提供できないことがないよう、難聴対策、災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供等を推進する。(略)</p> <p>② 国土強靱化アクションプラン2015  （平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）  第3章 各プログラムの推進計画等  1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>地方公共団体や一般へ情報を確実かつ迅速に提供するため、防災行</p>
---	------	--------------	---

		<p>政無線のデジタル化の推進、Lアラートの加入促進、ラジオ放送局の難聴・災害対策の実施、旅行者に対する情報提供、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等による情報提供手段の多様化・確実化を着実に推進する。</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に中断しないよう、ラジオ送信所の移転、FM補完局や予備送信所の整備等の対策を実施するとともに、地域の災害対策や建築物の耐震化を推進する。</p> <p>6. 情報通信</p> <p>難聴対策・災害対策としてのラジオ中継局の整備に対する支援を行い、当該整備を推進する。</p> <p>③ 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成27年6月30日IT戦略本部改訂)</p> <p>Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</p> <p>3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会</p> <p>(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現</p> <p><u>災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実にかつ多様な伝達手段で入手できる防災・減災情報インフラを構築する。</u></p> <p>① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築</p> <p><u>災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を確実にかつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築する。</u></p> <p>④ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表)</p> <p>第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。</li> <li>・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。</li> <li>・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。等</li> </ul>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 28 年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>3. 放送分野における利用環境の整備</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>災害時における被害情報や避難情報等の提供を確実なものとするため、放送ネットワークの災害対策強化を促進することとし、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率を平成 30 年度までに 100%とする。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本特例措置の達成目標は、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設の民放ラジオ親局の移転、予備送信設備等の整備又は親局が停波した際でも放送可能なFM補完局の整備といった災害対策に係る整備目標であり、その整備により災害に強いラジオ放送局が実現することから、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという政策目的の達成に寄与する。また、本特例措置の拡充・延長により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備送信設備等への追加投資が促進され、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する既設のラジオ局の移転・FM補完局等の整備がなされることによって、国民への情報提供手段の強化・地域の耐災害性のさらなる向上が期待される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 26 年度 0 件(0 百万円)(事業者アンケートによる実績)</p> <p>平成 27 年度 10 件(918 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>平成 28 年度 32 件(1,683 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>平成 29 年度 31 件(1,683 百万円)(事業者アンケート等による見込み)</p> <p>(詳細は別紙参照)</p> <p>・平成 26 年度から平成 28 年度までの間における所期(税制創設時)の目標数は民間放送事業者 154 社としていたところであるが、これは民間放送事業者全社(192 社)に対するアンケート調査(平成 25 年 8 月)を実施し、そのうち租税特別措置等の要望(予備放送設備、災害放送設備又は公共情報コモンズ関連設備の整備)があった事業者数を見込んでいたもの(本税制の対象は、最終的に予備放送設備の一部である予備送信設備等を、自然災害の可能性の高い場所にある送信所について新たに一体的に整備する場合に限って、対象としているもの)。</p> <p>今般、再度、民間放送事業者全社にアンケート調査(平成 27 年 6 月、7 月)を実施し、本税制の対象をより精査するため、事業者数に替え当該調査結果のうち本税制の適用対象である予備送信設備等の整備計画数に限定し、整備前倒しなどを含め本税制の適用期間に全て対応すると仮定し算出したところ、平成 27 年度から平成 29 年度までの間に当該親局の対策を含め 73 件の本税制の適用が見込まれる。これにより、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局について、平成 30 年度までには移転・FM補完局等の整備を 100%達成することが見込まれており、税制の適用対象の予定総数の確度が高いことが明らかとなっていることを踏まえれば、適用件数が想定外に僅少なものではない。</p>

		<p>また、平成 26 年度実績が 0 件となっているが、この点について、税制の適用見込みがあった者にヒアリングを行ったところ、地上デジタル放送の機器を整備した際の減価償却費が大きく、特別償却を適用しても税額が大きく変わらないことから、適用しなかったなどという理由であった。なお、アンケート調査の結果、本税制が特定の者に偏っているとは認められない。</p>
	② 減収額	<p>平成 26 年度 0 百万円  平成 27 年度 33 百万円  平成 28 年度 121 百万円  平成 29 年度 121 百万円</p> <p>(詳細は別紙参照)</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 29 年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、災害対策としての送信所整備、予備送信設備等の整備は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。東日本大震災の際、長時間の停電発生時の情報入手手段がほぼラジオに限定されたという経験を踏まえ、ラジオ送信所の強靱化が最重要であるが、平成 26 年度末現在で自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率は 30%であり、対策が行われているものの、平成 30 年度までに 100%にするため対策をさらに加速させることが必要。</p> <p>この対策のために必要な設備の取得に係る税制の特例措置の適用により、ラジオ放送事業者の投資を誘発し、災害対策等の早期実施を促すことを通じて、上記整備率の目標を達成することができ、もって、災害発生時に放送が途絶するリスクを限りなく 0 に近づけるとともに、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上に資することとなる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 29 年度)</p> <p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率。</p> <p>平成 25 年度末:19%  平成 26 年度末:30%  平成 27 年度末:30%  平成 28 年度末:60%  平成 29 年度末:80%  平成 30 年度末:100%</p> <p>※本税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、ヒアリング等を実施することにより、税制の直接的効果について把握する予定。なお、平成 26 年度末現在において、本税制の直接的効果はない。</p>

			<p>※定量的予測の算定根拠</p> <p>○自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局(22局)について、平成30年度までに移転・FM補完局等の整備を100%達成することを目標としているところ、事業者アンケート調査の結果等を踏まえ、各年度の達成目標を設定したもの。</p> <p>※所期の目標を変更する理由等</p> <p>○本測定指標は、国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)及び国土強靱化アクションプラン2015(平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定)に記載され、国土強靱化の取組の指標として推進しているものであり、災害発生後も引き続き国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るという本税制の政策目標の達成が、国土強靱化の取組に資するものであることから、より適切に測定することができる指標であるため設定したもの。なお、前回の評価時の達成目標については、租税特別措置等の適用条件が要求時から大きく変更されているため把握は困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、本特例措置が継続されなかった場合、放送事業者における取り組みが遅れ、自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地するラジオ局が当該自然災害による被害を受けた場合、情報伝達の途絶により、被災情報や避難情報など、国民に対する放送による必要な情報提供ができないことが懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成29年度)</p> <p>本特例措置を講ずることにより、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者において送信所設備、予備送信設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備によって、災害時における国民への情報提供手段の強化が期待されるものであることから、その対策による利益は、放送事業者だけでなく広く国民に享受されるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、できるだけ早期に放送設備の災害対策の強化等を実施し、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとすることは、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。</p> <p>放送事業者における災害対策の早期対応を促進するためには、放送事業者に対し早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する税制上の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。</p> <p>規制の創設と比較して、東日本大震災の経験を踏まえ放送施設の安全・信頼性基準(放送設備の耐災害性等を規定する技術基準)を見直し、放送事業者は既に当該基準に対応済みであるが、当該基準は最低限の基準であり、放</p>

		<p>送事業者の災害対策の取組には差があることから、投資初年度の設備投資負担を軽減し、設備投資の前倒し実施を通じて災害対策が促進できる本税制措置が適切である。</p> <p>また、補助金と比較しても、予算の制約を受けず、負担を等しく公平に軽減することができ、また、課税の繰り延べであるため、最終的な国の負担が相対的に少なく適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>義務付けについては、東日本大震災の経験を踏まえ、最低限の基準として、放送施設の安全・信頼性基準を見直しており、放送事業者は既に当該基準に対応済みである。</p> <p>また、予算による支援措置として、「放送ネットワーク整備事業(※)」（平成25年度補正予算）及び「放送ネットワーク整備支援事業」（平成26年度補正予算、平成27年度予算、平成28年度予算(要求)）(※)を実施しており、本税制は予算による支援措置に併せて実施しているところ。</p> <p>上記、9①に記載のとおり、平成30年度までに確実に災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の適切な提供という本事業の政策目標を達成するため、こうした制度、予算及び税制の対応を併せて総合的に推進するもの。</p> <p>(※)「放送ネットワーク整備事業」及び「放送ネットワーク整備支援事業」の概要は以下のとおり。</p> <p>(概要)</p> <p>被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、以下の費用の一部を補助する。</p> <p>① 放送局の予備送信設備、災害対策補完送信所、緊急地震速報設備等の整備費用</p> <p>② ケーブルテレビ幹線の2ルート化等の整備費用</p> <p>(補助率)</p> <p>地方公共団体 補助率1/2</p> <p>第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率1/3</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、ラジオ局の災害対策が早期に実現されることにより、災害時における地方公共団体等からの被災情報、避難情報等の必要な情報の提供を確実なものとするなど、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価：平成25年8月

## 適用額及び減収額の積算根拠

## 【適用件数及び適用額】

平成 26 年度	0 件 (0 百万円)
平成 27 年度	10 件 (918 百万円)
平成 28 年度	32 件 (1,683 百万円)
平成 29 年度	31 件 (1,683 百万円)

## &lt;適用件数&gt;

【平成 26 年度】実績

【平成 27 年度】確認済みの整備計画数(4 件)及び事業者アンケートに基づく見込み(6 件)

【平成 28 年度】確認済みの整備計画数(1 件)及び事業者アンケートに基づく見込み(31 件)

【平成 29 年度】事業者アンケートに基づく見込み(31 件)

## &lt;適用額&gt;

【平成 27 年度】

## ○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額 (※1) : 1,426 (百万円)② 補助金適用見込み額 (※1) : 713 (百万円)③ 黒字法人比率 (※2) : 83%適用額 : (①1,426-②713) × ③0.83 = 592 (百万円)

## ○ 確認済みの整備計画 (黒字法人と想定)

① 投資見込み額 : 404 (百万円)② 補助金適用見込み額 : 78 (百万円)適用額 : (①404-②79) = 326 (百万円)

## ○ 総額

592 + 326 = 918 (百万円)

【平成 28 年度】

## ○ ラジオに係る設備

① 投資見込み額 (※1) : 3,205 (百万円)② 補助金適用見込み額 (※1) : 1,177 (百万円)③ 黒字法人比率 (※2) : 83%適用額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683 (百万円)

【平成 29 年度】

○ ラジオに係る設備

- ① 投資見込み額 (※ 1) : 3,205 (百万円)
  - ② 補助金適用見込み額 (※ 1) : 1,177 (百万円)
  - ③ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%
- 適用額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 = 1,683 (百万円)

※ 1 放送事業者へのアンケート(全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査(平成 27 年 6 月、7 月))等により算出

※ 2 平成 25 年度の民間放送事業者の収支状況(平成 26 年 9 月 10 日公表)により算出

※ 3 平成 28 年度分の確認済みの整備計画(1 件)の投資見込み額も、平成 28 年度及び平成 29 年度における投資見込み額(3205+3205=6410)(百万円))に含めて算定。

**【減収額】**

平成 26 年度	0 百万円
平成 27 年度	33 百万円
平成 28 年度	121 百万円
平成 29 年度	121 百万円

**【平成 27 年度】**

## ○ ラジオに係る設備

- ④ 投資見込み額 (※ 1) : 1,426 (百万円)
- ⑤ 補助金適用見込み額 (※ 1) : 713 (百万円)
- ⑥ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%
- ⑦ 初年度特別償却率 : 15%
- ⑧ 法人税率 : 23.9%

初年度減収額 : (①1,426-②713) × ③0.83 × ⑥0.15 × ⑦0.239 = 21 (百万円)

## ○ 確認済みの整備計画 (黒字法人と想定)

- ① 投資見込み額 : 404 (百万円)
- ② 補助金適用見込み額 : 78 (百万円)
- ③ 初年度特別償却率 : 15%
- ④ 法人税率 : 23.9%

初年度減収額 : (①404-②78) × ③0.15 × ④0.239 = 12 (百万円)

## ○ 総額

21+12=33 (百万円)

**【平成 28 年度】**

## ○ ラジオに係る設備

- ⑤ 投資見込み額 (※ 1) : 3,205 (百万円)
- ⑥ 補助金適用見込み額 (※ 1) : 1,177 (百万円)
- ⑦ 黒字法人比率 (※ 2) : 83%
- ⑧ 初年度特別償却率 : 30%
- ⑨ 法人税率 : 23.9%

初年度減収額 : (①3,205-②1,177) × ③0.83 × ④0.3 × ⑤0.239 = 121 (百万円)

**【平成 29 年度】**

○ ラジオに係る設備

- ① 投資見込み額 (※1) : 3,205 (百万円)
  - ② 補助金適用見込み額 (※1) : 1,177 (百万円)
  - ③ 黒字法人比率 (※2) : 83%
  - ④ 初年度特別償却率 : 30%
  - ⑤ 法人税率 : 23.9%
- 初年度減収額 : (①3,205 - ②1,177) × ③0.83 × ④0.3 × ⑤0.239 = 121 (百万円)

※1 放送事業者へのアンケート(全放送事業者に対し災害関連設備の整備意向を調査(平成27年6月、7月))等により算出

※2 平成25年度の民間放送事業者の収支状況(平成26年9月10日公表)により算出

※3 平成28年度分の確認済みの整備計画(1件)の投資見込み額も、平成28年度及び平成29年度における投資見込み額(3205+3205=6410(百万円))に含めて算定。